

報 告 第 2 0 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月22日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 0 号

訴訟上の和解について

市営住宅明渡等請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成29年6月8日

新居浜市長 石川 勝 行

1 事 件 名 市営住宅明渡等請求事件（松山地方裁判所西条支部平成29年
（ワ）第18号）

2 当 事 者

（1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）

（2）被 告 （省 略）

3 和 解 条 項

（1）被告は、原告に対し、本件保証債務の履行として金35万1,600円及び平成28年9月1日から訴外（省 略）が別紙物件目録記載の建物の明渡し済みまで、1か月金8万800円の割合による金員の支払義務があることを認める。

（2）被告は、原告に対し、前号の金員のうち金35万1,600円を、平成29年6月末日限り、株式会社伊予銀行新居浜市役所出張所の「弁護士 高橋周平 預り金口」名義の普通預金口座（口座番号（省 略））に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。

- (3) 被告が遅滞なく前号の金員を支払ったときは、原告は、被告に対し、第1号のその余の支払義務を免除する。
- (4) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙

物 件 目 録

(省 略)